

危険物新聞

第3回危険物取扱者試験
12月6日(日)、府立大学で
講習は甲種、乙種、丙種を11月に

大阪府の62年度第3回危険物取扱者試験は、次により実施される。

試験日 12月6日(日)
試験場 大阪府立大学
願書受付日 11月13日(金)、14日(土)
願書受付場所 大阪府職員会館

なお受験準備講習会は8面記載のとおりで、今回は甲種も実施する。また、乙種4類は、大阪、堺、茨木の外、泉佐野でも開催されるのでご利用をおすすめする。

乙種4類の休日コース、夜間コースは今回なく、次回の63年2月に予定され、甲種は2月には計画がなく、いきおい11月の次は63年6月頃になるので注意されたい。

不合格者の再受験時の証明書省略について

危険物取扱者試験の甲種又は乙種受験者が不合格で、次

第405号
発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
集編 松村光惟
发行人 大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

回再度受験時は、受験資格の危険物取扱実務経験証明書(事業所)の代りに、前回受験時の受験票又は不合格通知書を添付することができる。

今秋の保安講習

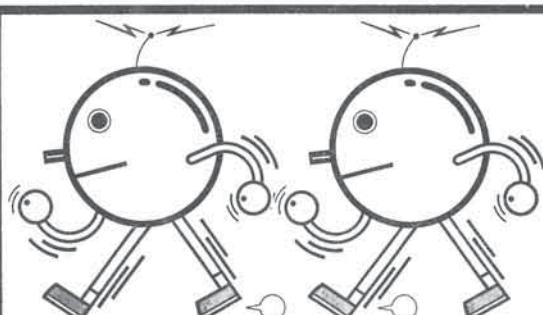
大阪、枚方、高槻で

大阪府の危険物取扱者保安講習は今秋次の日程で実施する。次は来年2月に、大阪、堺、八尾で開催予定。

10月14日(水) 枚方市農協会館
10月22日(木) 大阪府商工会館
10月27日(火) 大阪府商工会館
10月29日(木) 高槻市消防本部

なお、大阪府でも、昭和63年度から受講手数料が4,000円に値上げ(政令改正によって決定ずみ)されるので、2月期には受講者が殺到し満席になることが予想されるからできるだけ10月期に受講されるように。

受講希望者は所定の往復ハガキ様式で、本会へ申込まれたい。



ハイテクテク。

常に防災の歴史とともに歩みづけ
さらに未来に向ってハイテク防災空間を拡げつつあるヤマト。
防災のトータルプランナーとして、確実に前進をしています。

消火装置 消火器 警報装置 避難設備 各種防災機器

●防災のトータルプランナー

YAMATO

ヤマト消火器株式会社

SINCE 1918

■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.(06)976-0701㈹

■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151㈹

試験と受験準備講習

「そんなウマイ話はない」

☆受けたら合格する講習会

☆受講料が高いから合格する

☆問題を教えてくれる講習会

最近、危険物取扱者試験受験に際し、受験準備講習の受講について、種々の案内書が配布されたり、積極的なすすめがあつて、関係者間で問題となり、本会にも問合せや苦情が数多く寄せられている。

試験は消防法に基づき各都道府県知事が行うもので、各都道府県では、試験事務を消防試験研究センターに委託し、同センターが実施している。

受験準備講習は法律に基づくものではなく、受験準備の知識習得のため任意に行われ、任意に受講するもので、団体、業者を問わず誰れでも講習を開催することができる。そこにややこしい問題が発生する。

例えば、その講習をする機関が試験センターなどに關係があるようなまぎらわしい案内になっていたり、その講習を受講すると100%試験に合格するかのようなウマイ話と受講者が錯覚したり、また、受講料が高いから必ず試験にパスするものと勝手に解釈する結果、消防試験センターや本会（大阪府危険物安全協会）に苦情の問合せがくるようだ。

今どき、試験実施機関や関係官公署が一方で準備講習を行ったり、国家試験の問題が事前に漏れたりするなどはある筈がない。また、受講料が高いから合格する、と

いうようなことは、考えられないことである。

なお、危険物取扱者の保安講習は、消防法第13条の23に基づく法定講習で、都道府県知事又はその事務委託を受けた機関でないと行うこととはできない。

ちなみに、岡大阪府危険物安全協会では①大阪府知事の委託を受けて、危険物取扱者保安講習を行っており、また③試験の予備講習は、昭和18年から今日まで40有余年間実施し、その実績は万人の認めるところである。

次に、岡消防試験研究センター発行「消防試験情報」8月号に掲載された記事を転載させていただき、参考に供したい。

インチキ研修会に注意

読売新聞によると「この研修会に出れば、出稼ぎ先で待遇、給料が有利になる土木施工管理技士の資格が無試験で取得できます」と言葉巧みにインチキ研修会に誘い、研修費をだまし取っていた詐欺グループが青森で逮捕された。被害者は3,100人、被害額は1億6千万円に上るとみられている。研修会は研修料1人53,000円をとり試験の受験手

危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する

①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号

〒542 (大阪写真会館)

電話 大阪(06) 271-5588(代)

消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を
提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL (078)681-5771(代)

続の説明をしただけだった。

なお、土木施工管理技士は、土木工事の主任技術者や現場主任として工事の施工管理を行うもので、一級、二級土木、二級鋼構造物塗装、二級薬液注入に分かれている。試験も学科と実地がある。財全国建設研修センターが建設省の委託を受けて研修と試験を実施しており、61年度は一級約8,000人、二級約30,000人が合格している。

試験問題の持出しあは窓姿にあたる

7月14日付日経新聞によると、司法試験では一次試験の短答式（択一式）試験問題を非公開、持ち出し禁止とし、試験場ですべて回収することにしていろが、全国にくつ

給油取扱所Q&A

消防庁・事務資料通達

昭和62年3月31日付「危険物の規制に関する政令」改正、4月20日付「危険物の規制に関する規則」改正及び4月28日付消防危第38号通達「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」(危険物新聞昭和62年8月第404号に掲載)により、給油取扱所の位置、構造及び設備の技術基準の見直し、業務範囲の拡大並びに営業給油所の予防規程の義務付けなど一連の改正がなされたことは周知のとおりである。

このたび消防庁では、給油取扱所に係る規制事務をより円滑に運用するため昭和62年6月17日付消防危第60号「給油取扱所の規制事務に関する執務資料（質疑及び回答の例）」を各消防機関宛通達した。

もある司法試験の予備校や受験雑誌の問題集に一字一句の違いもなく出ていた。そこで回収した問題集を点検したところ、この試験問題が受験者により計画的、組織的に持出されていたことがわかり、法務省では「今後同じ事態が起きれば制裁措置をとる。」と異例の警告を発した。同省では「問題を公表しないのは出題範囲が限定され、試験の形式も30年来変わっていないので類似の問題が出やすく、受験者が法律を基本から勉強するより今迄の問題を研究して答を暗記する等小手先の受験技術の習得に走るのを防ぐためで、問題の持ち出しは窃盗にあるたる。」としている。

当センターが実施している危険物取扱者試験や消防設備士試験でも、司法試験と同様の理由で試験問題の回収を行っており、回収の徹底を期している。(消防試験情報転載)

〔質疑1〕 公衆用電話ボックス又は郵便ポストを給油のための空地の外に設置することは認められるか。

〔回 答〕 認められない。

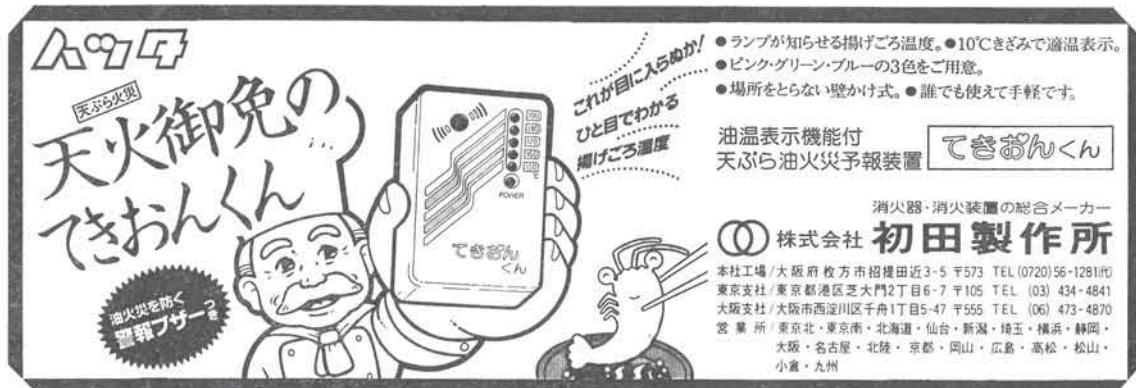
〔質疑2〕 ポイラー室、機械室、コンプレッサー室及び
油脂庫は、規則第25条の4第1項第1号から第3
号までに掲げる用途に係る部分に該当するか。

〔回 答〕 該当する。

(参考)

第25条の4 令第17条第1項第9号の自治省令で定める用途は、次の各号のとおりとする。

- 一 給油取扱所の業務を行うための事務所
 - 二 給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場
 - 三 自動車等の点検・整備を行う作業場
 - 四 自動車等の洗浄を行う作業場
 - 五 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務



を行うための事務所

〔質疑3〕 給油取扱所内に長距離トラック運転手用の風呂場又はシャワー室を設置することは、可能か。

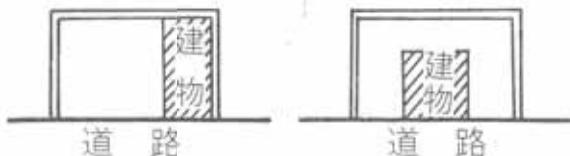
〔回答〕 公衆浴場的なものは認められない。

〔質疑4〕 間口10m以上、奥行6m以上の給油のための空地を確保する場合、店舗は道路に面して設けてよいのか。

〔回答〕 さしつかえない。

(ただし、固定給油設備、灯油用固定注油設備から2m(開口部のない壁からは1m)以上離れていること。)

(例図)



〔質疑5〕 出入口は随時開けることができる自動閉鎖式のものとされているが、可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所で片引きの自動ドア(電動式)を設けることは認められるか。

〔回答〕 認めてさしつかえない。

〔質疑6〕 自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場に係る部分に設ける自動車等の出入口に戸を設ける場合は、甲種防火戸又は乙種防火戸でなければならないか。

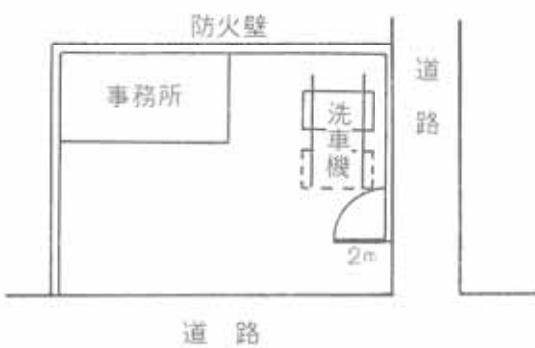
〔回答〕 不燃材料で造られた戸でさしつかえない。

〔質疑7〕 灯油用固定注油設備が固定給油設備の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合している場合、当該灯油用固定注油設備を固定給油設備として軽油の取扱いをすることは認められるか。

〔回答〕 改正後の基準に適合している場合は、認めてさしつかえない。

〔質疑8〕 洗車機は、道路境界線から2m以上はなれた場所に設けることとされているが、下図の通り道路境界線に防火柵を設けている場合も同様に取り扱うのか。

(図)



〔回答〕 防火柵があれば道路境界線とは見なさない。ただし防火柵の先端から2m以上の距離をとること。

〔質疑9〕 給油取扱所の運用通知(昭和62年4月28日消防第38号)第2、1でいう「十分な安全対策が確保されていると認められる場合」とは、どういう場合か。

(参考)

(運用通知の抜粋)

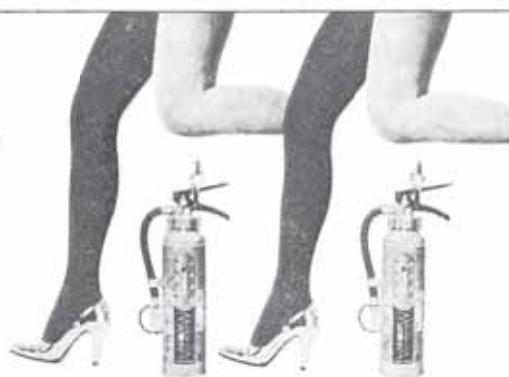
ただし、廃油タンクから指定数量以上の廃油の抜取りを行うこと及び灯油用固定注油設備から指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク車(十分な安全対策が確保されていると認められる場合については、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所)に詰替えを行うことは支障がないものとして取り扱うこと。

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた
モリタの消火器
MADONNA
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

○ 盛田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351㈹
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・湘川



〔回 答〕 給油のための空地外であり、固定給油設備から4m以上、専用タンクの注入口から3m以上、専用タンクの通気管から1.5m以上離れた場所でかつ、容量が2,000リットル以下の移動タンク貯蔵所に詰め替えるためのスペースが確保されている場合をいう。

〔質疑10〕 灯油用固定注油設備が、固定給油設備から4m以上離れ、かつ間口10m以上、奥行6m以上の給油のための空地の外にある場合は、アイランドを共有してよいか、あるいは灯油用固定注油設備のアイランドは給油のための空地内に入ってよいのか。

〔回 答〕 ともに認められない。

〔質疑11〕 中仕切り専用タンクによるガソリンと灯油の取扱いは認められるか、また、ガソリンと廃油の場合は認められるか。

〔回 答〕 前段 認めてさしつかえない。後段 認められない。

〔質疑12〕 廃油タンク等に潤滑油タンクは含むのか。

〔回 答〕 含まない。

〔質疑13〕 廃油タンクをボイラーに接続できるか、また、敷地外のボイラーに接続するタンクを給油取扱所内に設けてよいか。

〔回 答〕 前段 認めてさしつかえない。後段 認められない。

〔質疑14〕 地下タンクの定期点検をするため、タンクの残存油をドラム缶や移動タンク貯蔵所へ指定数量以上移し替える行為は認められるか。

〔回 答〕 認めてさしつかえない。

〔質疑15〕 犬走りにおいて自動販売機による販売は、認められるか。

〔回 答〕 認められない。

〔質疑16〕 建築物の窓を介しての物品販売及びドライブスルー形式の販売は認められるか。

〔回 答〕 認められない。

〔質疑17〕 店舗内で指定数量未満の家庭用塗料の販売は、認められるか。

〔回 答〕 認めてさしつかえない。

　なお、その取扱量は、潤滑油、灯油等容器に収納された他の危険物との合計が指定数量未満であること。

注 (ガソリンの小分け販売についても同様。)

〔質疑18〕 LPG販売の取次は認められるか、また、カートリッジタイプのガスボンベの販売は、認めら

れるか。

〔回 答〕 前段、後段、ともに認めてさしつかえない。(ただし、高圧ガスやLPGの製造施設や容器置場などは設けることはできない。)

〔質疑19〕 コインランドリーは、認められるか。

〔回 答〕 認めてさしつかえない。

〔質疑20〕 1階販売室の建築物の壁体を兼ねる防火扉に敷地外へ直接通じる連絡用(避難用)出入口の設置は認められるか。

〔回 答〕 自動閉鎖式の甲種防火戸で必要最小限のものについては、認めてさしつかえない。

〔質疑21〕 建築物の2階に縄梯子等の避難器具を設けた場合は、規則第40条の3の3第2号第1号に定める容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物として認められるか。

〔回 答〕 認められない。

〔質疑23〕 駐車スペースにおいて指定数量未満の危険物移動タンク車の車庫証明をとってもよいか、また、駐車スペースを移動タンク貯蔵所の常置場所でできるか。

〔回 答〕 前段認めてさしつかえない。後段認められない。

注 指定指量未満のミニローリーの駐車位置は、駐車の禁じられている場所外で、給油に支障ない場所を確保できる場合に限り常置場所とすることができる。また、その位置は、塗料などで予め区画しておくこと。

〔質疑24〕 自動車等の12ヶ月定期点検整備、24ヶ月定期点検整備を給油取扱所で行うことはできるのか。

〔回 答〕 さしつかえない。

〔質疑25〕 クイックサービス用ユニットをアイランド上、及び犬走りに設けてさしつかえないか。

〔回 答〕 給油業務に支障ないと認められる場合は、さしつかえない。

〔質疑26〕 固定された洗車機、オートリフトの取り替えは変更許可となるが、固定されたタイヤチェンジャー、ホイルバランサーの取替えは、変更許可となるか。

〔回 答〕 軽微な変更であり、資料提出の対象となるものである。

〔質疑27〕 給油取扱所において危険物の保安の監督をする者の業務を代行する者について危険物取扱者がいない場合、予防規程は不認可とすべきか。

〔回 答〕 不認可とすべきではない。

関係図書のあっせん

◇危険物関係早見法令集

(62年5月1日現在) 1,300円

◇図解危険物施設の早わかり 〈1〉 2,500円

◇図解危険物施設の早わかり 〈2〉 3,000円

◇図解危険物施設の早わかり 〈3〉 2,800円

◇図解危険物施設の早わかり 〈4〉 2,600円

◇改正ガソリンスタンド法令Q&A 1,500円

◇危険物取扱者氏名掲示板(S S用)

A-5型(5名連記式) 2,500円

A-10型(10名連記式) 3,000円

◇その他、各種様式、掲示板

大阪市危険物安全協会(電話 531-5910)

危険物火災頻発

大阪、神戸で製造所出火

最近危険物施設の事故は非常に少くなっていたが、今春から急に増加してきた。

5月26日には東京都で屋外タンクの爆発火災があり4名の死者を出し、6月24日には堺市の製油所で、7月8日には仙台市で製油所火災が発生した。

そして7月23日には大阪市でシンナー工場が、引き続き7月30日神戸市で皮革表面処理剤工場で危険物火災が続発した。いずれも事故原因等について調査中で、詳細な内容が不明であるが概要は次のとおりである。

■製造所出火、8名負傷(大阪)

7月23日午後8時25分頃、大阪市内のA化学会社の危険物製造所(木造モルタル塗内壁ブロック造、平家建スレー

<参考図書のご案内>

改正ガソリンスタンド法令

Q&A(消防庁危険物規制課編)

今回のガソリンスタンドの法令改正により規制基準が大変に改正されました。消防庁危険物規制課では、法令の円滑な執行により事故防止を期し、法令の運用上の疑問点について、一問一答形式により解説された図書です。

三協法規出版 定価1500円(本会にもあります)

ト葺き、24平方メートル)から出火、同製造所を全焼、隣棟の一般取扱所の一部を焼損した。

許可されていた危険物は、特殊引火物、第1石油類、アルコール類、酢酸エステル類、第2石油類、ニトロ化合物



炎焼中の製造所(大阪市消防局提供)

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フローティングスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)



株式会社**技研**

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

で、作業は洗浄用シンナー等を製造（調合）していた。

当日は、午前中、第1石油類の溶剤を小分けし、製品と残液は屋内貯蔵所に収納貯蔵した。

午後は2種類の溶剤を混合し、混合溶剤を製造し、ドラム缶に入れて屋内貯蔵所に保管、作業は午後4時頃終了したので、翌日の準備としてドラム缶入アセトン2本とエチレンジリコール1本を密栓した状態で鉄の棚にのせ、当日の仕事を終了している。

出火当時、工場内には作業者は不在で、たまたま工場の隣接の寮の入居者が洗濯物をとり入れるために屋上に上ったところ、異臭を感じその方向の作業場から火煙を発見した。

出火の知らせを受けたこの事業所の従業員が火元の製造所にかけつけたところ、製造所の窓と天井部から炎を発

、ABC粉末消火器で一時火勢を制圧した。その後消防隊が到着泡消火態勢を整え、従業員が、製造所入口の鉄扉の施錠をあけ、扉を開放した。消防隊が従業員の誘導で入口に近づき泡放射をしようとした瞬間、爆発が起り火炎が吹き出し炎に包まれた。この時消防隊員ら8名が負傷した。

その後、態勢を立て直し、泡放射で火勢の制圧、延焼の阻止をはかり、2棟全半焼で鎮圧した。

■ 製造所火災、2名死亡（神戸）

7月30日、午後8時17分頃、神戸市鉄工団地内S化成会社、危険物製造所（鉄骨スレート葺スレート張平家建 290平方メートル）から出火、5棟を全半焼し、死者2名、負傷者2名を出した。

同社は、約2,900平方メートルの敷地に、8の危険物施設をもって、合成皮革表面処理剤、接着剤を製造している。

火元の製造所は、第1石油類、第2石油類、メチルエチケトン、アルコール類の許可を受け、当日クリヤーエナメルを製造するため、反応釜（1,500ℓ）に地下タンクか

らメチルエチルケトンを送液し、スチームで50°C～70°Cに反応釜を加熱した。

その後、塩化ビニール粉末を反応釜上部の投入口（径100ミリ）から投入していたところ、釜内溶液が投入口から吹き出し従業員が応急措置を講じている最中に爆発が起り、従業員2名が死亡、2名が負傷した。

類焼したのは、鉄骨造2階建作業場、鉄筋コンクリート造3階建研究所、ブロック造屋内貯蔵所等である。



事故のあった製造所と周囲の状況



全焼した危険物製造所の内部



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャーレ設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検
株式会社 三和商会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



危険物取扱者養成講習ご案内

昭和62年度第3回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日 時・会 場

| 種 別 | 講 習 日 | 時 間 | 会 場 |
|--------------|----------------------------------|------------|--|
| 甲 種 | 11月16日(月)、11月18日(水) 11月20日(金) | 9時30分～16時 | 大 阪 府 商 工 会 館 (地下鉄本町駅ヨリスグ) |
| 乙 種 第 4 類 | 1 期 | 9時30分～16時 | 大 阪 府 商 工 会 館 |
| | 2 期 | 9時30分～16時 | 大 阪 府 商 工 会 館 |
| | 3 期 | 10時～16時30分 | 堺 市 立 勤 労 会 館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分) (安井町バス停ヨリ3分) |
| | 4 期 | 9時30分～16時 | 茨 木 市 立 中 央 公 民 館 (茨木市消防本部ウラ) |
| | 5 期 | 10時～16時30分 | 泉 佐 野 市 消 防 本 部 講 堂 (市役所前バス停、駐車場アリ) |
| 丙 種 | 12月1日(火) | 9時30分～16時 | 大 阪 府 商 工 会 館 |

2. 受付期間と場所

| 受 付 場 所 | 日 時 |
|---------------------------|--|
| 泉佐野市消防本部内 | 泉佐野市火災予防協会 10月29日(木) 午前10:00～11:30 |
| 岸和田市消防本部内 | 岸和田市火災予防協会 10月29日(木) 午後 1:30～ 3:00 |
| 東大阪市西消防署内(近鉄・小坂駅北へ6分) | 東大阪市西防火協力会 11月4日(水) 午前10:00～11:30 |
| (地下鉄・守口駅前) | 守口消防署 11月4日(水) 午後 2:00～ 4:00 |
| 豊中市消防本部内(阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分) | 豊中防火安全協会 11月5日(木) 午前10:00～11:30 |
| 茨木市消防本部内 | 茨木市災害予防協会 11月5日(木) 午後 2:00～ 4:00 |
| 堺市消防署内(阪堺線・大小路駅前) | 堺防災協会 11月9日(月) 午後 2:00～ 4:00 |
| 四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北出口2号) | 大阪府危険物安全協会 11月6日(金) 午後 1:00～ 4:30 11月9日(月) 午前 9:00～12:00 |

5. 受 講 会 費 (会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は甲種3,000円、乙種は2,000円減額。

| 種 別 | 会 員 | 会 員 外 | 備 考 |
|-----------|---------|---------|-----|
| 甲 種 | 13,000円 | 16,000円 | |
| 乙 種 第 4 類 | 8,000円 | 10,000円 | |
| 丙 種 | 4,000円 | 5,000円 | |